

コミュニティ登録団体の申請 (新規・再登録) について

H29. 10. 9

四谷地域センター運営委員会

■継続申請に必要な書類

- 1、四谷地域センター団体登録申請書
- 2、会員名簿
- 3、規約
- 4、ジャンル一覧（申請書裏面）
- 5、閲覧ファイル用登録団体紹介書

■受付時間

午前9時～午後8時（2.5.8.11月の第3日曜日及び年末年始12/29～1/3を除く）

■登録団体の要件

- ・会員数が5名以上であること
- ・会員のうち新宿区内に住所を有するものが過半数であること
- ・代表者は新宿区民であること
- ・規約に基づく運営及び活動を行っていること
- ・入会及び退会が自由であること
- ・次の目的での利用は出来ません
 - ①物品販売その他の営利行為
 - ②特定の宗教団体の利益の為に行う集会
 - ③特定の政治団体の利益の為に行う集会
 - ④飲食を主とする会

■ご案内、注意事項等

- ・団体名は15文字以内（スペース含）でお願いします。
- ・講師は代表者にはなれません。
- ・連絡（事務局からの郵送物含）全般は代表者の方になります。連絡が取れない場合は「代表者以外の連絡先」にご連絡します。
- ・名簿は利用する方全員の記載となります。会員が家族だけの場合は登録出来ません。
- ・活動内容は詳しくご記入下さい（例：ダンス→モダンダンス、ジャズダンス 茶道→表 or 裏流派等）
- ・閲覧ファイル用の登録団体紹介書は閲覧希望者の便宜の為のものです。
- ・講師謝礼等、当てはまる部分は全てご記入下さい。
- ・活動内容が類似し、会員の過半数が重複する複数団体は同一団体とみなし、一団体だけの登録とさせていただきます。
- ・新宿区協働推進基金条例施行規則の規程により登録を受けたNPO法人は「登録申請結果通知書」を必ず添付して下さい。
- ・申請後にも、お電話にて内容をご確認させて頂くことがございます。
- ・審査が有りますので要件を満たさない団体は承認されない場合もございます。
- ・承認後の施設利用は会員の方のみとなります。なお、申請書及び名簿等の変更があった場合は変更届けを提出して頂きます。
- ・新規登録の場合は、承認後に代表者の方にハガキにて通知致します。ハガキを事務局窓口にお持ち下さい。

登録申請手続きの際は必ず代表者の方にご来館頂き、住所確認をさせていただきますので免許証や保険証等をお持ち下さい。確認出来ない場合は申請書を受け取ることが出来ませんので予めご了承下さい。